

会 議 録

| | | | |
|--------------------|---|-------------------------------------|-----------------------|
| 会議名 (審議会等名) | 相模原市人権施策審議会 (第 6 回) | | |
| 事務局 (担当課) | 人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通) | | |
| 開催日時 | 令和 4 年 7 月 2 9 日 (金) 午後 6 時～午後 9 時 | | |
| 開催方法 | Web会議 | | |
| 傍聴会場 | 相模原市役所 本庁舎本館 2 階 第 1 特別会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 9 人 (別紙のとおり) | |
| | その他 | | |
| | 事務局 | 5 人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他 3 名) | |
| 公開の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可 | 傍聴者数 | 1 4 人 (ほか報道機関 9 人) |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 | | | |
| 会議次第 | 1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他 | | |

審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 答申(案)について(1から4まで)

(辻委員) 審議会の中で自治体として、国に対して、ヘイトクライムに関する法律を制定していくよう訴えかけていくことを盛り込むべきという話があったが、おそらくこの1、2、3、4のどこかに入ると思うのだが、ここに入っていないのは、見落としということではあるまいか。

(事務局) 国に対して、というところの話であるが、この答申の最後の方に情報として追加をしていければと思う。基本的に答申の中で、条例に盛り込むものという考え方で、今、作っており、そのような要望も市の活動として行っていくので、最後の部分に入れるような形で検討させていただく。

(辻委員) 最後というところになるのか。「13 条例の見直しについて」か。

(事務局) 13は条例の見直しという項目なので、例えば、その他等を加えて対応するものでもよいのかと思う。

(辻委員) 本条例は、おそらく、次に議論されると思うが、条例が表現の自由の問題だと事務局は考えていると思われるが、もしそうだとすると、非常に違憲の疑いが強いとマスメディアからも主張される可能性もある。そのため、ヘイトクライム法の制定を目的規定に書いておいた方が何かと便利かと思ったのだが、後ろの方に書くことを事務局が希望するというのであれば、私は別にそれでも差し支えないと思う。最後の方に書いていただくということではあるまいかと思う。

(金子委員) 今の点については、私も14番目の項目を起こして、その他市長に対する審議会としての要望として列記することがよろしいのかと思う。表現の問題だが、例えば、1の前文について、今回下線を引いてある部分の末尾が「次のような内容を盛り込むこと。」と切れていて、他の項目でも最後が「何々のこと。」となっているが、これは答申そのものにこのような文章で書くという理解ではあるまいか。1の中の(1)や(2)の最後が「こと」であることに違和感はないが、柱書というか、最初の部分は「何々なこと。」ではなく、この部分は、「規定に盛り込むべきである。」とか「盛り込むものとする。」とか、そのような文章にして、(1)(2)(3)の中は「何々なこと。」となっている、というのが比較的一般的なやり方かと思う。その点、検討いただきたい。もう一点、細かいことで恐縮だが、「1 前文について」(4)について、「しかし、ドメスティック・バイオレンス、高齢者及び障害者並びに子どもへの虐待等」と書いてあるが、この「及び」「並びに」の使い方に少々違和感がある。多分、大きな接続がドメスティック・バイオレンスと虐待になるので、ドメスティック・バイオレンスと高齢者の間に「並びに」が来て、その後、「高齢者、障害者及び子どもへの虐待等」となるのが、「及び」「並びに」の正しい使い方かと思う。ここは、私の読み方が間違っているのだろうか。

(事務局) 「及び」「並びに」の使い分けは、金子委員の指摘のとおりであるが、2ページの一番上の方で、最後を「子どもへの虐待等」で受けており、「A、B等」ということで、ご指摘のとおり、ドメスティック・バイオレンスと虐待が並んでいて、最後に「等」を付けることで、その他にもいろいろあるという意味を持たせている。この「等」という形で示させていただいている。

(金子委員) そうした場合に「及び」「並びに」がここに来るとというのが、「障害者並びに子ども」で、障害者と子どもの上に大きな接続が来ているのか。高齢者、障害者、子どもは並列ではないか。大きい接続と小さい接続に分かれているのが、私はよく分からなかった。

(事務局) 高齢者と障害者と子どもの区別であるが、それを三者で並列にすると、金子委員の言うとおりの「及び」を後ろに持つてくると思うが、これを作成した時の認識としては、高齢者と障害者が、市の部局にもよるが、高齢者と障害者は市では同じ部門で担当しており、そのイメージがあったので、そのようにしているところもある。それについて、市の担当は関係ないので、ご指摘のとおり「、」で後ろに「及び」とすることは可能と考える。

(金子委員) 精査していただければと思う。その後ろ「感染症患者、性的少数者、本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者等への不当な差別」と書いてあるが、この並び順が、感染症患者が一番先に来て、次に性的マイノリティ、次が本邦外出身者とあるが、なぜこの並びなのか。最初に感染症患者ではなく、この条例では感染症患者に対する差別について、答申では特に取り上げているわけではないので、差別禁止の一般規定のところから出てくると思うが、差別禁止の一般規定の並び順にある程度沿わせた方がよいのではないかというのが私の意見である。細かいことで恐縮だが、このまま条例の条文案になると、少々違和感があると思う。

(矢嶋会長) 事務局、その点を検討いただくということではいいか。

(事務局) 検討させていただきます。

(矢嶋会長) また、柱書の文末の「こと。」という表現について、体言止めではなくという金子委員からの意見があったが、検討を。

(事務局) 全体を通して検討させていただきます。

(工藤委員) この骨子について、これは今年の1月25日の、昨年度の第4回審議会であるが、そこで出た修正案を骨子という形にしているということでは理解してよろしいか。それに基づいてこの右の方が答申(案)と、骨子を修正したものをこの左側の骨子としているという理解でよいのか。二つ目は、答申(案)の1(3)について、この間人権関係の法律がいろいろできている。載せているのは2016年にできた三法である。その後、アイヌ施策推進法、通称アイヌ民族支援法というものができている。相模原市もアイヌ民族には関係ないわけではなく、本市に住民がいるので、アイヌ施策推進法をここに入れるべきである。そこを補強したい。それから、さっき言った何回も出てくる不当な差別の表現である。その差別を掲載する際に不当な差別をしっかりと入れるべきだと議論した経過がある。何回出てきたってよいではないか。議論してこの不当な差別を何回も入れたと私は理解している。何回入れたって構わないので、原案、骨子案どおり、大して影響はないので入れるべきと思う。三つ目は、平成何年の元号と西暦記載の関係である。一か所ではなく、様々なところで元号が出てきている。西暦を括弧の中でもよいから入れるのは通常のパターンである。国際人権の視点からも西暦を平成の後でも構わないから、平成何年(西暦何年)という形で入れた方がよいのではないか。

(事務局) 一点目の資料に関してであるが、骨子については、4月27日の審議会にて、答申の骨子(案)の修正について議論していただいて、1~7については、この形で確定と伺

ったものをそのまま転記している。二点目の法律の関係は、法律ができていることは承知している。加えることについては、他の委員の皆様の意見を伺えればと思う。三点目の不当な差別のないという部分については、議論の中では、加えることについて皆様に諮って、合意に至ったと認識している。改めてもう一回見た時に、市の基本理念の部分にも入っていて、3（1）の部分にも「基本理念にのっとり」と入っているので、語句が重複しているのではないかということで、私達の方で今回改めて見直した結果を報告させていただいたところである。それでも加えるということであれば、それはそれでよいと考える。最後の西暦の部分については、市の条例については、基本的に元号で書いており、西暦で書くという運用はしていない。答申にもし入れるということであれば、それはそれで構わないが、条例の作りについては、変わってくると考えている。答申の中で書くことは問題ないと考えている。

（矢嶋会長）アイヌ関連の新しい法律について、1（3）で盛り込むということに関して、皆様いかがか。特に反対はないかと思うが、よろしいか。それでは、これに関しては、追加で修正していただく。それから不当な差別という言葉が答申（案）から削除するという点について、繰り返し入れてもよいのではないかということに関して、委員の皆様の意見を伺いたいと思うが、いかがか。

（金子委員）その点について、先ほど事務局の説明で不当な差別は繰り返しになるから除いたと伺ったが、どこで繰り返しになるという説明だったのか、もう一度説明していただきたい。

（事務局）3（1）の骨子で、「市は、基本理念にのっとり、不当な差別のない人権尊重のまちづくりのために」と記載をさせていただいている。基本理念というのが1ページ前の3ページにあるが、2（2）に記載している。この基本理念のところには「不当な差別をなくし」という文言があったので、「基本理念にのっとり」ということは、この不当な差別をなくし、というところののっとりということになると考えたので、そのように提案させていただいた。

（金子委員）先ほど、工藤委員がおっしゃったように「不当な差別のない」が入っていたとしても特に違和感はないというか、あってもよろしいかと思う。私も復活させる方向でよろしいかと思う。

（片岡委員）確認をさせていただきたいのだが、前文の1（3）のところで、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」とあるが、障害者差別解消法ということか。障害者差別解消法ということであれば、私の記憶だと、平成28年だが、記憶違いか。それとも障害者差別解消法とは違うのか。

（事務局）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、障害者差別解消法と同じものになる。平成25年法律第65号となっているのは、平成25年に国会で成立し、法律が公布されたということである。公布がされて、その後、施行されるまでに期間が設けられるものもあるので、障害者差別解消法については、平成25年に公布され、その後に期間を空けて施行されたものであるもので、同じものと思っていただいて問題ない。

（片岡委員）承知した。今まで私たち、障害の方で学んだ部分では、平成28年ということまで言われてきた。そのように私も記憶していたので、疑問に思って質問した。

（矢嶋会長）少し前の話に戻るが、不当な差別の文言を復活することについて、皆様の意見は

いかがか。よろしいか。では、ここに関しては、「不当な差別」という文言を入れていただくということでお願いしたい。西暦、元号の扱いについては、条例では元号を用いるということだが、答申そのものに関しては、西暦を併記することも差し支えないということだが、この点に関して、皆様、いかがか。

(金子委員) 事務局に伺いたいのだが、市の人権施策推進指針も表記は元号のみか。西暦併記はしていないのか。

(事務局) 手元にある指針を見ているが、元号と西暦を併記している。

(金子委員) では、条例文中は西暦併記できないが、答申は西暦併記でよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 全体を通して、西暦を併記していただくという修正をお願いしたい。他に意見はないか。

(金委員) 3ページの2の下から3行目「個人として認められる(尊重される)こと」について、認められるか尊重されるかは選ぶことなのか。ここで選ぶのか。

(矢嶋会長) 3ページ「2 目的・基本理念について」、下から3行目の「個人として認められる(尊重される)こと」とあるが、あえてこの二つを書いて括弧付きで尊重されると書いた趣旨は。

(事務局) この文章について、「また、ヒアリングにおいても」とある。条例について諮問した後に様々な団体、40近い団体だったと思うが、その団体にヒアリングを行い、出された意見を基にここを書いている。その中の表現として、個人として認められることだったり、個人として尊重されることという表現があったものをそのまま使わせていただいているという状況である。

(矢嶋会長) 金委員よろしいか。ヒアリングの回答でこのような異なる文言が出てきたので、それをそのまま並べたということである。

(金委員) それで皆様はよいのか。答申をするときにこのような感じで大丈夫なものなのか。それであれば私はよい。私は選ぶものかと思って聞いただけである。

(金子委員) 実は私もここは少し引っかかっていた。尊重されるに統一してよろしいのではないかと思うが、いかがか。その下の(1)目的の中は「個人として尊重され」となっているし、あえてヒアリングでどのような意見があったかということを経済的にここに記載する必要はなく、その趣旨が伝わればよいと思うので、「尊重」で統一した方がよいと思う。あえてここを書き分けると、書き分けた意味が何かあるのかと思ってしまうので、本審議会としては、「尊重」という言葉でヒアリングの意見を受け取ったということによりよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 金子委員から意見があったが、他の委員の皆様はいかがか。それでは、こちらは「認められる」を削除して「尊重される」を生かすということをお願いしたい。

(辻委員) 前回の審議会に出てきた意見が前文に反映されていないように思うが、まず第三者機関が救済機関として機能するという点が前文に記載されていないと思う。前回だと、資料4のところに出てきた。第三者機関の位置付けについては、前文に移動すると。第三者機関についての費用を確保するという点、それから人権を守ることを最優先とするということ前文に記載しなければならないとコンセンサスに至ったと思う。もう少し付言して、金子委員がおっしゃっていたところをもう一回繰り返すと、せっかく創設した審議会のメンバーがかえって人権侵害を助長してしまう可能性もあるので、第三者機関の救済の

役割を前文のところに記載しなければならないというコンセンサスに至ったと思うのだが、その辺りについてはいかがか。

(金委員) 辻委員の発言を思い出した。そのようなことがあった。

(矢嶋会長) 事務局、前回の議事録の確認等、いかがか。

(辻委員) おそらく事務局の立場を鑑みると、「8 相談・支援体制の充実及び救済について」のところでいろいろ書かれているので前文に書く必要はないと事務局はお考えかと思う。この第三者機関の位置付けを「8 相談・支援体制の充実及び救済について」に書くのではなくて、前文に書くということ、救済機関を設置して差別を止めていくということがとても大事だと議論されてきたので、前文に書いた方がよろしいかと思う。

(金子委員) 前文に書くという点もあると思うが、私は辻委員がおっしゃったことを目的規定の中に、目的規定は一般的に「この条例は何々を目的とする」と書くので、救済を行うということを目的としていると、そのための機関を整備すると、この目的規定に落とし込むというのも一つの手かと思う。辻委員、どちらがよいか。

(辻委員) 目的規定の方が私の趣旨を理解いただいている。

(矢嶋会長) 目的規定に第三者機関について明確に盛り込むということだが、他の委員の皆様、いかがか。

(金委員) 目的規定はどこか。私は反対ではないが、目的・基本理念のところか。

(金子委員) 3 ページの 2 (1) である。大体、条例は最初に目的規定が来る。この条例はどういう目的の条例かということを概括するところだが、その中に差別を受けた人の救済を目的としているのであって、そのための機関を設置することを目的としているということを明確にした方がよいのではないかというのが、辻委員の意見だったと思う。私もそのとおりだと思う。単なる理念法ではなくて、救済機関の設置法であり、そのための作用法であるということを目的既定の中に明確に書くべきであると思う。

(金委員) 承知した。賛同する。

(岩永委員) 私も辻委員、金子委員に賛成である。私が疑問に思ったのは、6 ページの推進指針の (3) のところに突然、第三者機関と出てくるので、この前に説明などが入っていないと分からないと思ったので、そのように目的のところに入れておけば、6 ページの意味も分かってくるのかと思う。

(矢嶋会長) 他の委員の皆様もよろしいか。具体的な文言についても金子委員、辻委員から出されていたと思うが、この条例自体が差別を救済することを目的としており、そのために第三者機関を設置するものであるということが明確に分かるような文言をこの目的規定の中に入れるということで修正をお願いしたいと思う。

(事務局) 今の 2 (1) に入れるという話で、確かに目的規定のところには、究極的にはここに書いてある「一人ひとりがかけがえのない」云々ということで、指針と同じくする目的を達成するためになるかと思うが、その最後の目的を達成するための前段で救済機関の設置を定めることにより等、そのような文言の追加を考えていきたいと思っている。

(金子委員) それでよろしいかと思う。

(矢嶋会長) では、よろしいか。最初の 1～4 に関しては、他に意見はあるか。

(辻委員) 前の会議の中で市民及び事業者の責務について、4 ページかと思うが、先のページに事務局が扱われているかもしれないが、インターネットサービスプロバイダとの連携を

図っていくという内容をどこかに規定しておくべきということを以前の審議会で提案した。「市民及び事業者の責務」ではなくて別のところで記載されているという理解でよいか。

(事務局) 今、おっしゃっていただいたインターネットサービスプロバイダの話だが、そこと連携ということについて、「9 多様な主体と連携した取組について」というのが後で出てくるが、そちらにも関係の事業者等の連携というのが出てくるので、どちらに記載するのがよろしいか。

(辻委員) 9のところに書いてなかったのだから、ここかなと思った。今の質問に対しては、9である。

(事務局) 10ページの9の項目のところか。

(辻委員) おそらくインターネット上の表現に対するところに関係してくるので、9でよろしいかと思う。書き方が少し大変かと思う。

(矢嶋会長) 「9 多様な主体と連携した取組について」の箇所で書き込むということによろしいか。

(事務局) 9のところに書いていくという考え方で皆様の意見をいただければと思う。書き方ということで話があったので、9のところで検討するとき具体的な中身を示していただくと有り難い。

(矢嶋会長) 今の件に関して他の委員の皆様、いかがか。

(金委員) 辻委員のインターネットプロバイダとの連携という文言を入れる意味というか、趣旨を説明いただきたい。

(辻委員) 今、話してもよいが、グループごとに1～4で考えられているので、たぶん9のところで細かく話をした方が進むのではないか。ここで話をしてもよいが、先取りをしてはいけないのでその時かと思う。

(金委員) 9のところを読んでも、辻委員の趣旨と少し違うかなと思って今聞いたが、承知した。後で聞く。

(辻委員) 9で明記するというのでこれから話が出ると思う。多分、一般規定と目的規定のところと、これから細目に移っていくので、ここで細目を深く掘り下げてしまうと、議論がストップして先に進まないのではないかと思う。

(矢嶋会長) 9のところで再度発言いただくということで、この件に関してはよろしいか。1～4は以上でよろしいか。

(辻委員) 私が発言した内容ではないが、ここで市の職員についての義務規定を置くべきだという提案があったかと記憶しているが、それは記載しないのか。市民と事業者の責務だけが規定されていて、例えば、市の職員、市議会議員については規定しないのか。提案にとどまって、議論がコンセンサスに至らなかったから書いてないのか。確か審議会の議論の中では人権意識の低い市議会議員もいるのではないかという趣旨の発言があり、その点について、ここに規定すべきではないかという話があったかと思う。私が発言したわけではないので、そこは記憶が定かではない。確認していただくと幸いである。

(金委員) 7ページの「7 人権教育・人権啓発について」の(1)(2)に市職員と文言がある。議員はない。

(辻委員) 承知した。

(矢嶋会長) それでは、1～4はよろしいか。では、5、6、7について、事務局より説明をお願いします。

(2) 答申(案)について(5から7まで)

(辻委員) 7の市の人権教育・人権啓発を行うことについては、そうした団体を認証して、認証団体が教育活動を担うということで決まったかと思ったが、それはまた別のところで記載されているということか。

(事務局) 資料の10ページの「9 多様な主体と連携した取組について」のところで、記載させていたっている。

(辻委員) 認定登録に関する手続はまだ規定がないということか。

(事務局) 手続は、まだここには明記はしていない。

(辻委員) 今、9のところなので発言すると、インターネットサービスプロバイダとの連携について、ここに項目ではなく、1パラグラフを使って説明する。不当な差別を解消するため、必要な場合にインターネットのサービスプロバイダと連携していくと追記していただくということによろしいか。

(事務局) 9のところで、そちらの話をしたいと考えていて、今は5、6、7のところで、意見をいただければと思う。

(矢嶋会長) 改めてまた9のところでということである。5、6、7に関して、他に意見はいかがか。

(工藤委員) 用語の整理であるが、5ページの5行目、人種から出身その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないとあり、後で差別的言動のところが一番出てくるが、その他の事由が少し拡大解釈されるので、それは入れないことになっていたのか。それはどうなのか。それから参考資料の中の津久井やまゆり園事件のことは忘れてはいけないと思う。障害者権利条約の第2条に障害に基づく差別の規定が入っている。そこを国際的には障害者差別をしっかりと規定している。日野市の理由も結構だが、日野市の条例の前辺りに障害者権利条約第2条の定義をそこに入れた方が津久井やまゆり園事件を意識しているということを市民に知らしめることになるので、そこを入れたらどうかと思う。それから先ほど辻委員がおっしゃったことだが、人権教育・人権啓発について、辻委員は審議会の委員宛にメールを送ってきている。そこで、人権擁護団体がカリキュラムを持って、そこでしっかりと教育するというのも掲げていたし、それからいろいろ提起している。これは会議録から取ってきたが、教育のカリキュラムの中で人権擁護団体が差別を許さない、今回の答申の骨子を説明するために、どのような現状が相模原市に存在しており、将来を支える相模原市民がどのように差別と直面して、どのように差別を解決していくか、カリキュラムで組み入れるべきだと発言している。人権教育、啓発の中で人権擁護団体が行う教育について触れてよいのではないか。辻委員が力を込めておっしゃっており、私も賛同しているので、そこはやはり触れてよいのではないかと思う。辻委員、いかがか。

(辻委員) 工藤委員のご指摘のとおりである。おそらくそれは載せるということでコンセンサスに至ったのだが、事務局がおっしゃっているのは、人権擁護団体の登録の認定の手続については、まだ議論がなかったということであろう。今、工藤委員がおっしゃったところ

で認定それ自体は規定するというので、賛同いただいたと思っている。

(矢嶋会長) 今、何点か工藤委員から指摘いただいたが、一点目の5ページの不当な差別的取扱いの禁止についての4行目、出身の後のその他の事由については、削除すべきではないかということだが、この件に関して、皆様いかがか。

(金子委員) ここは表現規制ではなくて、一般禁止規定であるため、私は、その他はあってもよろしいかと思うし、他の自治体の条例でも「その他」が付いているので、工藤委員が先ほどおっしゃったような拡大解釈の恐れは、ここについてはないのではないかと思う。

(工藤委員) 表現の統一の問題なので、ここに入れても私は構わないと思うから、金子委員に賛同する。

(矢嶋会長) 皆様、よろしいか。それでは、これはそのまま入れておく。二点目の指摘が障害者権利条約の第2条の文言もここに記載してはいかがかということである。津久井やまゆり園事件との関連もあるので記載したらどうかということだが、この件に関してはいかがか。

(金子委員) 権利条約の差別規定は障害者差別にかなり特化した規定になっていて、合理的配慮の不提供が差別の一形態として入っている。この条例が障害者権利条例若しくは障害者差別解消条例である場合は、そちらを参照すべきだと思うが、一般的な差別解消条例であるので、私は障害者の権利条約の差別の定義規定だと合理的配慮の不提供が入ってしまうという点において、この条例にはそぐわないのではないかと思う。矢嶋会長が専門でいらっしゃるので意見を伺いたい。

(矢嶋会長) やまゆり園のことを忘れてはならないということに関しては工藤委員と全く同意見であるが、一方で金子委員がおっしゃったように合理的配慮の不提供が差別であるということ踏まえると、全体の流れとしては、ここに権利条約の文言を入れるのはなじまない、難しいと思っている。他の委員の皆様、いかがか。

(辻委員) 今、お話に上がった障害者権利条約の合理的配慮に言及するのではなくて、相模原市でやまゆり園の事件があったことでいかがか。おそらく審議会の議論は、合理的配慮の話ではなくて、差別を理由とした人格ないしは個人の尊厳を無視するような言動があったということを強調したいというのが工藤委員の趣旨だと思うので、その点については賛同したいと思う。あと、どう書くかについては、矢嶋会長に任せることができればと思う。

(矢嶋会長) 委員の皆様、いかがか。

(竹村委員) 私は「7 人権教育・人権啓発について」というところで津久井やまゆり園事件に関わる部分というのが、特筆できたらしてほしいという思いがある。この言葉の中に子ども達への、障害者への触れ合いとか、そういうことか、そういうものが相模原独特ということで何か入っているとよいのかと。隔離されるとかそういうことではなくて、もっともっと子ども達とつながっていくという方針が欲しいと思う。

(事務局) 今、やまゆり園の関係で話があったかと思う。本審議会で審議をしている中で、資料2ページになるが、前文の中の一部として、津久井やまゆり園事件の関係を触れさせていただくということで、全体に係る前文で触れさせていたという経過がある。

(矢嶋会長) 例えば、この部分もう少し膨らませて書くとか、そういう形はあり得ないのかと思った。特に津久井やまゆり園事件というのは、優生思想や差別思想が表れた事件であ

るということを書き込むこともできるのかと思う。その点に関してはいかがか。痛ましい事件が起きたということと尊厳が守られ、安心安全な共生社会の実現というのはもちろん大事であるが、いかにも表面的というか、もう少し津久井やまゆり園事件の起きた所在地である相模原市としての姿勢を強調して書き込むのがよいのではないかと改めて思った。皆様、いかがか。

(辻委員) 賛同する。

(金子委員) 賛同するし、それを入れておく方が先ほど辻委員がその他に入れるべきだと言ったヘイトクライムに対する規制法をその他で審議会として要望していくことも平仄が合っていくと思う。津久井やまゆり園事件というのが優生思想に基づくヘイトクライムであるという位置付けを相模原市として前文において明確にするべきかと思う。矢嶋会長の意見に賛成する。

(矢嶋会長) 他に委員の皆様、いかがか。特に片岡委員、いかがか。

(片岡委員) 津久井やまゆり園事件について、当初、この事件が起きた時に障害のある人たちが大変な思いをした。やはり生産性のない者、そういう者は生きていく価値のない者ということで、ネット上でも随分叩かれた記憶がある。そのため、このやまゆり園に関しては、今、矢嶋会長がおっしゃるとおりいろいろな面で膨らませて絶対に人間の尊厳というものを守らなければいけないということを盛り込んでいただけたらと思う。

(金委員) そういうことをまとめると、5ページの参考資料に障害者権利条約第2条は盛り込んでもよいのではないかと思う。工藤委員がそこに入れたいという意見に賛同する。

(矢嶋会長) 皆様からいただいた意見で落としているところはないか。

(工藤委員) 私も1(6)を膨らませて津久井やまゆり園事件をもう少し詳しく書いて、これは差別の犯罪であるということをしかりとここで位置付けていただきたい。2行目に「許しがたい事件」とあるが、これは一般的な事件ではなく、ヘイトクライムである。差別に基づく犯罪でも結構だが、単なる事件ではないので、事件のところをヘイトクライムと位置付け、修正したらどうだろうか。矢嶋会長の言うとおりの優生思想に基づく犯罪であると。

(矢嶋会長) この件に関しては多くの委員から賛同いただいたので、事務局と相談して私の方でも文案を考えたいと思う。また、先ほど言いかけたのが、5ページの「5 不当な差別的取扱いの禁止について」のところで、「なお」以下の部分だが、「『不当な差別的取扱い』について、条約や他市の条例における規定を参考としたうえで、どのような行為がそれに当たるのかについても明らかにすること」ということで、この答申自体が不当な差別的取扱いについての定義をしていないが、これはこのままでよいのか、皆様に意見を伺いたいと思った。人権差別撤廃条約、日野市の条例もほとんど同じような定義をしていて、一点、「あらゆる活動分野」というのと「あらゆる公的生活の分野」という分野についての記載は若干違うが、他の部分はそんなに大きくこの二つは異なっていない。もし、これを参考にしてということならば、審議会としても不当な差別的取扱いをどういうものとして捉えているかという姿勢は示してもよいのではないか。具体的な文言として提示するというのもありかと思っているが、この件に関して皆様からも意見をいただきたいが、いかがか。

(岩永委員) 矢嶋会長の意見に賛成である。ここで曖昧な条例を参考にしてというのも、何か

無責任である。ここでは不当な差別取扱いについては、このようなことがあるというような文言を入れた方がよいと思う。

(金子委員) 事務局に一点伺いたいのだが、条例として、第3条か第4条辺りに定義規定がくるといふことでよろしいか。

(事務局) そのような形になると思う。

(金子委員) それでは、その定義規定の中で不当な差別的取扱いの定義を入れて、それが差別禁止事由に基づくあらゆる区別云々という人種差別撤廃条約のこの行為のところを書くといふことで、それは日野市の条例も一緒なのだが、それが国際的なスタンダードと思う。一方で一般禁止規定なので、曖昧なままでも構わないと言え構わないのだが、ただ、矢嶋会長をはじめ、明記すべきといふ意見があったので、例えば定義規定の中でこの条例で不当な差別的取扱いとは云々と人種差別撤廃条約の中の行為を上げておくといふのは一つの手かと思う。

(辻委員) 矢嶋会長に賛同する。

(矢嶋会長) では、定義規定を見据えて、答申(案)の中でも一定の文言を具体化するといふことで、これも調整させていただきたいと思う。それ以外に5、6、7に関してはいかがか。

(金委員) 先ほど、辻委員が教育・啓発のところでも市の職員や市議会議員といふ発言があったが、7ページの7の(1)には市職員はあるが、市議会議員といふ言葉はない。他に入れることはないのか。

(矢嶋会長) 7(1)に市議会議員といふ文言を挿入するといふことだが、この件に関して皆様いかがか。

(金子委員) それは理想としてはよいと思うのだが、この条例は市長部局の権限なり義務なりを定めている条例であり、自治体は二元代表制でその首長と議会が対等な関係として存在しているので、首長が提案する条例で首長部局の作用法となる条例の中に議会に対してしっかり教育をすると書き込むのは若干違和感があるといふか、ハレーションを巻き起こすことになるかと思う。思い切って書いてしまうといふのはありかもしれないが、多分書くとなると、相当事務局は困るのではないかといふ気もする。事務局の考えも知らせていただければと。

(事務局) 金子委員のおっしゃるとおりとは思っている。

(片岡委員) 私も市議会議員まで書く必要はないと思っている。

(事務局) 少し戻るような話で恐縮だが、先ほどの5のところでも不当な差別的取扱いの定義の話があった。この部分については、「※ 参考」の部分に、会長と相談しながら作成していくといふことで、よろしいか。確認である。

(矢嶋会長) 人種差別撤廃条約や日野市の条例を基に定義規定を盛り込むといふことで皆様の合意をいただいたと思うが、事務局、よろしいか。

(事務局) 承知した。

(金子委員) 事務局、何か懸念はあるか。この差別の定義について。日野市の条例は正に人種差別撤廃条約と同じ差別の定義を取っているが、今の質問の背景を伺いたい。これでよいか確認を求めたといふことは、それは少々困るといふことか。

(事務局) 金子委員のおっしゃったことで、ここの参考のところを全部なくしてしまっ

換えるというのが一つの考え方かということと、あと具体的な中身の部分で当初これまで進めてきた、この差別的取扱いについては、条例を作った後のガイドラインなりを用いたときに具体的にこんなことというものを事例として表記をしていくのかと、そのような意見をいただいていたので、確認をさせていただいた。

(金子委員) ガイドラインはガイドラインの方で正に具体的にこういうことがこの条例でいう差別であるということ具体的な生活場面に即して説明していくということになると思うので、この条例の中では、抽象的な書き方をしておけばよいかと思う。私としては人種差別撤廃条約などの表記の仕方でもよいと思うし、人種差別撤廃条約そのものは日本が加入している人権条約で国会も承認している条約であるから国内法としての効力を、この書き方として、法形式的に持っているので条例の中で書くということに何ら問題はないと思うし、日野市もそのように考えてこの文言を仕込んだのだと思う。私は相模原市でこのような書き方をすること法的に見て何ら支障があるとは思わないので、先ほどのとおりでよろしいと思う。

(事務局) 承知した。一点だけ不勉強で申し訳ないのだが、教えていただきたい。人種差別撤廃条約の定義のこのような文言だと差別的な言動というのは入ってくるのか。

(金子委員) 人種差別撤廃条約はこの第1条で定義をしておいて、その後に差別的な言動がこの中の一種として更に規制をされるという形になるので、差別的言動もこの中でカバーをされる。ここでいう人種差別に差別的な言動も含まれるという条約の作りになっている。

(事務局) この定義の中だと、差別的な言動についても読み込めるというか。そうすると、元々は不当な差別的取扱いの禁止という条文だが、人種差別撤廃条約の条文をそのまま持ってくると、言動も入ってくるように見えるという形なのか。

(金子委員) その排除の一種である。差別的言動がこの排除の一種として入ってくるので、その排除を特定化し、具体化しているものということになる。もちろん、差別的言動については、また別個の定義規定が必要になってくると思うし、多分この条例でも差別的言動というのはこういうものとかかなり限定することになっていると思うので、そういう入れ子構造かと思う。

(事務局) 取扱いに限定するためには、何か文言を加えたりとかそういう形になるということか。

(金子委員) 不当な差別的取扱いの一種が差別的言動になってそこには厳しい規制を条例でかけていくので、厳しい規制がかけられる差別的言動について、また新たに限定をかけていくという形になるから、いずれにせよ一般禁止規定の中の差別的取扱いが一番広い定義になっていて、そこに何でも入ってきてしまうが、その一種として差別的言動があるということの問題ないと思う。

(事務局) 以前、金子委員だったと思うが、差別の中に差別的取扱いと言動があるような、区別があるようなイメージで伺った記憶があったのだが、取扱いの中に言動があるようなイメージなのか。

(金子委員) それを分ける場合、差別の中に差別的取扱いと差別的言動があると分けるような定義の仕方もあるが、この条例については、差別的取扱いが言ってみれば広義の差別に当たっていてここに全てを入れ込むという形にするのであれば、人種差別撤廃条約の差別規定の定義規定になってくる。だから、もしもそこを差別的取扱いと差別的言動は別個のも

のとして、それぞれが狭義の差別に当たり、それを包括する広義の差別があるというのであれば、条例の作りとしては、一般禁止規定は不当な差別的取扱いという言葉を使わずに不当な差別をしてはいけないというような形にしておく。正に人種差別撤廃条約は差別的取扱いではなく差別の定義である。そのような形にして、広義な差別の中に狭義の差別的取扱いと差別的言動があるというやり方もあると思う。私はそちらの方がよいと思う。だからここを差別的取扱いではなく、差別をしてはならないに変えるということの方が、より包含関係はすっきりするかと思う。

(辻委員) 補足すると、人種差別撤廃条約の第2条第1項を参照すると、事務局は参考になると思う。もし、それに加えるのであれば、国際人権規約の自由権規約第20条第2項(差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する)も参考になると思う。

(岩永委員) 素朴な疑問であるが、この参考条例、ここに入れるのに私は違和感がある。それぞれの委員の意見ももっともだと思うが、もし参考にするのであれば末尾に入れるとかした方がよいのではないか。

(事務局) 金子委員、辻委員からいただいた意見について、どちらの方がよいとか、分かりやすいとか、意見をいただければと思う。

(矢嶋会長) 先ほど金子委員からは差別的取扱いではなくて、差別ということで、5のタイトル自体も変えて、もちろんそうすると差別についての定義を設けるというのも一つではないか。もう一つは、タイトルを変えずにこのまま差別的取扱いということでもなくはないということだが、委員の皆様、いかがか。

(金子委員) ちなみに、各地の障害者差別解消条例の中には差別の中に差別的取扱いと合理的配慮があるというように、まず差別という大きなくりを作って、その中に取扱いと合理的配慮の不提供があるという作りをしている条例はある。この条例についても、差別的取扱いが一番大きいのではなく、差別の禁止が一番大きなくりとして作るのは、他の条例と比べても違和感はないと思う。

(矢嶋会長) 事務局もそれだと懸念されていることは解消されるか。差別的取扱いではなく、差別ということで、この5に関しては定義をすることだと、事務局としてはいかがか。

(事務局) 気になるのが、ここで不当な差別として、不当な差別をしてはならないとしたときに、結局、取扱いと言動両方が入ってくるという話になるかと思うが、その他の事由を理由とするその言動をしてはならないと読み込めるが、それは先ほどの議論からして問題ないということではいか。

(金子委員) 問題がある。

(辻委員) 多分、事務局は刑事制裁(表現の自由の制約についての合憲性)が気になっているからこういう質問をされているのではないかと思う。金子委員、いかがか。だから事務局は、こだわっているのだと思う。私からの提案としては、人種差別撤廃条約第2条第1項と第4条を参考にさせていただきたい。国際人権規約自由権規約の第20条第2項も同じ書き方である。人種差別撤廃委員会が一般的勧告35(2013年)というのを出している。それを踏まえた上で事務局の意図を勝手にこちらで読むと、もしその制裁(刑事責任)という手段が後ほど議論になるということであるならば、違法な犯罪行為を教唆する

というものであると限定してガイドラインなりに書き込めば、今、金子委員がおっしゃった懸念などは、今のこの答申を書く段階では一定程度は解消されると思うが、いかがか。

(金子委員) どの段階で絞りをかけていくか。

(辻委員) 今まで審議会でコンセンサスに至った点だけでも少なくとも答申に書くとした方がよいかと。

(事務局) 川崎市は行政刑罰があるのだが、川崎市の例を参考に申し上げると、定義の中では条約の理念、条約の概念は盛り込んでいないが、不当な差別というものを定義している。その中では、人種、国籍、民族その他の事由を理由とする不当な差別とした上で、例えば、市の責務とか、市民や事業者の責務の中では不当な差別を解消するためということで先ほど申し上げた定義の規定を使用しているところである。一方、禁止の規定については、川崎市の条例だと第5条にあるが、そちらについては、何人も、人種、国籍、民族などその他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない、ということで、ここで限定をかけている。解釈の方を拝読すると、そちらに書いてあるのは、なぜ限定をかけたのかというところで、表現の自由との関係性があり過度に広範な規制にならないように、差別的言動ではなく差別的取扱いに限定した旨が書いてある。また、障害者差別解消法にも差別的取扱いの禁止はあり、そのようなものを参考にしながら、ここについては、差別的取扱いだけを禁止にしたという経過になっている。参考として申し上げた。

(金子委員) 川崎市は、では、その点、差別的な言動はどこに位置付けられるのか。それは差別的取扱いの一種になっているのか。

(事務局) 拝読している限りだと、先ほどの不当な差別の中に取扱いと言動があって、差別については市の責務など、そのようなところで使っている。差別的取扱いについては第5条の一般禁止規定で使っていて、差別的言動については、特段の定義を設けていないと思うが、その中でもヘイトスピーチ解消法という本邦外出身者に対する不当な差別的言動だけ定義をして規制をかけているのかというところである。

(金子委員) この条例でも差別の定義としてこの条約の定義を使い、差別的取扱いについて、また別の定義を使った上で、差別的取扱いを一般禁止にする。差別的言動はまた別の規制をかけていくという構造にするのが、一番理屈的にはすっきりするのかもしれないが、そこまでやる必要もないのかという気もする。

(辻委員) おそらく見解の中立という争点(内容に対する見解)が出てくる(どうして一定の見解は規制の対象になる一方で、別の見解は規制の対象にならないのか、異なる取扱いを正当化できない差別ではないか)はずなので、詳細はそのガイドラインで落とし込んだ方が今晚の議論はよろしいかと思う。

(金子委員) 答申は、先ほどの矢嶋会長の明確な定義をした方がよいのではないかという意見もあったが、答申の段階では、明確な定義をしないでにおいて、あとは実際の条例若しくはガイドラインの中でその辺も明確化してもらおうと。現段階ではそこが限界かと思う。

(矢嶋会長) 金子委員の発言だと、先ほどの話はなしで、事務局案のまま、5に関しては答申として出すということになるか。

(金子委員) そういうことになるかと思う。

(矢嶋会長) 事務局の懸念もあり、いろいろ意見が出ているが、他の委員の皆様はいかがか。

(金子委員) 今のところ、差別的取扱いの部分の最後のところで「どのような行為がそれに当た

るのかについても明らかにすること。」として終わっているが、どこかで明らかにすることになってくるのか。

(金子委員) 条例を作る段階である。この「※ 参考」以下はなしという形にして、条約や他市の条例を参考にしなさいということだけ言って、実際にこの参考のところに挙げている条約、条例は、これが差別の定義としてなのか、差別的取扱いの定義なのかということが、少なくともこの審議会では、そこまでのことを意識して、この二つを参考に挙げているわけではないということで、ここは書かない。先ほどおっしゃっていただいた川崎市の例とか他市の条例も参考にしながら、定義をしっかりと書くようにということにとどめると。もちろんそれはガイドラインを含めてである。それが落とすところと思うが、いかがか。

(辻委員) 賛同する。

(矢嶋会長) 他の委員、いかがか。

(工藤委員) ここに書いてほしいというわけではなくて、参考のための意見である。東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案があって、第2条で人種等を理由とする差別の規定がある。第5条で人種等を理由とする差別の禁止とある。そこに一つ特定の者に対する差別的取扱い、それから二つ目は侮辱、嫌がらせ、その他特定の者に対する差別的言動など、何項目かここにある。そんなことも少し参考にしたらどうだろうか。記載してほしいということではない。参考ということで、一つ資料として見てもよいのではないかと思う。

(金委員) 金子委員のここではここまでとおっしゃる意図が相模原市には大したことを期待しないということではないということではないか。

(金子委員) そうではなくて、この審議会でも議論がそこまで詰められないという意味である。

(矢嶋会長) 私が問題提起して、話が少し長くなってしまっている。元に戻るが、事務局提案のとおり、5に関しては、「不当な差別的取扱いの禁止について」ということで、具体的な不当な差別的取扱いについての定義規定はここでは盛り込まずに、このまま明らかにすべきであるということであるということで皆様、よろしいか。5、6、7に関しては皆様、よろしいか。

(辻委員) 「7 人権教育・人権啓発について」は、7(1)の「市は」というところは、「認証・登録された団体が教育を行うものとする」と、(2)もである。「その登録や認証については、別途ガイドラインで定める」としてはいかがか。あともう一つは、カリキュラムの作成である。「認証・登録された団体が人権教育をする際のカリキュラムの作成に関与するものとする」と。それでいかがか。

(矢嶋会長) 委員の皆様、今の辻委員の発言に関していかがか。

(金子委員) 主語は市のままにして、その認証された団体にやらせる的な、若しくは認証それだけで市は一切やらなくてよいのかということにもなるから、その団体と協力してとか、啓発を行うという形でとにかく辻委員がおっしゃっているのは認証団体がある種、主体的にかなりメインの役割をここで担わないといけないので、その点を強調するような文言にさせていただければと思う。

(工藤委員) 私も賛成である。市だけではできない。様々な団体と連携しないと人権教育がしっかりと現場と密着したものにならないので、辻委員、金子委員には賛同である。

(矢嶋会長) では、この点は文案を修正するというので、事務局、大丈夫か。

(事務局) 資料の10ページ、「9 多様な主体と連携した取組について」で下線を引かせていただいているが、下線の3行目「当該団体と連携して人権教育及び人権啓発に取り組むこと」という部分はこちらの方で書かせていただいているところである。

(金子委員) ここだと連携の例になってしまっている。例えばこういうことがあり得る程度のことになってしまっているのだから、必ずそれをやるということを強調するためには7ページの(1)(2)のところ、市は認証された団体と連携、協力の下、何々を行うことと書き込むことになるのかと思う。だからこの10ページの「連携の例としては」というところの例はもっと別のものを挙げるとか、教育の話はここでは入れないで、教育のことはこの7ページで連携について明記しておいて10ページでは、また別の連携を挙げておく、若しくはこの10ページの「連携の例としては」というところは削除してしまう。

(事務局) 今の意見だが、認定・登録された団体と連携して教育を行うと限定をされてしまうと、市単独で研修をするとか、例えば登録されていない団体を講師として招いてやるとかが難しくなるのかと思うが、いかがか。

(辻委員) その点、金子委員が前におっしゃっていたところ、ここは少し関係がないが、人権教育を受けている団体とだけ市が契約を締結するという話があったかと思う。むしろ、カルト系の団体を市が呼んで講演していただくことの方が問題があると思う。金子委員、前に話されていたと思うが、この指摘の仕方よろしいか。

(金子委員) 私が前に契約の話をしたのは、事業者の認定をして、そこと市が積極的に公共調達等を行う。障害者行政ではよく行われていることだが、その話をしたのであって、教育・啓発の話ではない。今、事務局が言ったとおり、必ず連携、協力しなければならない、市が単独で講演会を行ってはいけないというようなことになると、それはそれで手足を縛り過ぎることになるので、連携若しくは教育委員会が単独で特に人権教育については学校の現場で行うということもあり得ると思うので、その辺あまり足枷を掛けないようにするためには連携、協力するやり方もあるというような、あくまでも並列的な書き方が何か工夫できればと思う。

(辻委員) 事務局からは、以前に教育委員会だったか、カリキュラムを作って委員会との連携について教えていただいたと思うが、その後いかがか。

(事務局) 教育委員会で人権それぞれの分野において教員に向けた指導資料集を作っている。それに基づいて、学校の中では教育を進めていると。そのような状況はある。

(辻委員) その点について、認証された団体がそこに参加することが可能かという話を、相談したかと思う。人権教育学習教材だったか。

(事務局) その教材の中に何か位置付けをしていくという意見でよろしいか。

(辻委員) お見込みのとおり。以前の審議会でも、人権教育学習教材に対する、認証された団体の関わりについて、事務局にいろいろと教えていただいたと記憶している。

(金子委員) (3)を設けて(1)(2)(3)で盛り込んではいかがか。(1)(2)はいじらないで、(3)を設けて市は認証された団体と協力して人権教育を行うとしてはいかがか。

(金子委員) 私もそれがよいかと思う。(1)(2)はそのままにして(3)のところ認定された団体と連携、協力するものとする、としておけば、市単独の事業が否定されるわけ

でもないし、その人権教育・人権啓発の中でもう少し先ほどからの辻委員の関心を明示するのであれば、教材開発もそこに含まれるのだと。教材開発であるとか、もちろんその実施であるとか、そういうことにおいて認定団体と積極的に連携協力を行っていくものとするという一文を（３）に付け加えるというのはいかがか。

（矢嶋会長）（１）（２）はそのままで（３）で加えるという提案であるが、他の委員の皆様いかがか。

（工藤委員）私はそれでよいと思うが、認定の仕方について、その都度認定するのか、１年に１回くらいしっかりと資格を有したものを認定していくのか。しっかりしていればかなり柔軟に考えてその都度認定していてもよいし、それを１年に１回認定する期間を設けてもよいし、いずれにしても市だけでは人権教育は難しいのでそういう団体と連携することは大変大事だと思うため、賛成である。

（矢嶋会長）事務局もそうであれば、先ほどの懸念はなくなるのかと思うがよろしいか。

（金子委員）認定には第三者機関は関与しないのか。私は何らかの形で第三者機関が認定でも関与していくべきと思う。主体的に関与するのか、主体的に認定をするのか、その認定することに意見を述べるのかは、また別であるが、その辺のことを一言。これは後の１０ページのところで、認定制度を作るということを明記して、その認定制度を作る際には第三者機関もそこに一定の関与をするということを９のところに書き込むということはいかがか。

（辻委員）工藤委員と金子委員に賛同する。先ほど、今日の時間の関係でもうその辺りはガイドラインに委ねてはどうかという話をしたが、お二人のおかげで議論が充実してきたので、ガイドラインに委ねてしまうという点については撤回して、金子委員と工藤委員に従いたいと思う。

（工藤委員）５月２５日の審議会で発言をしている。人権擁護団体を第三者機関が認定して、というのが入っているので、辻委員は十分意識して、今、発言していると思う。第三者機関はかませた方がよいと思う。

（矢嶋会長）それに関しては、９のところで明記するというので先ほどの発言にあった形でよろしいか。その他に５、６、７に関していかがか。ないようなので、次の項目の審議に移ることとする。

（３）答申（案）について（８、９、１２）

（矢嶋会長）８及び９について意見を伺いたいと思うが、いかがか。

（金子委員）８の表題だが、柱書の方に救済機関という言葉があるので「相談・支援体制の充実及び救済機関について」とした方がよろしいかと思う。それから、その下の下線が引いてあるところであるが、最後の方の文章で「市民に身近な救済機関の在り方についての取組を検討する」という非常に遠回しな言い方をしているが、市民に身近な救済機関を設置すべきであるとか、設置しなければならないとか、そういう書き方がよいのではないかと思う。（１）相談・支援体制の充実に取り組むことで、相談の例として、いじめ、ＤＶ、虐待等と、特にこの条例で対象にしていけないようないじめ、ＤＶというのがまず出てくるということに少し違和感があって、どういう内容の相談に応じるかではなく、ここは体制の話、表題のところにあるように相談・支援体制であるから体制の話として、まずはワン

ストップ窓口を設ける。どんな相談でも1か所で受け付けるような相談窓口を設けると、それから専門窓口を設ける。特に整備すべき重要な人権課題については、専門の窓口を設ける。そのワンストップ窓口と専門窓口が相互に連携し合いながら、総合的な相談体制を作っていくという体制の話を書くべきだと思う。支援の例については、体制の話も支援についてもしておいた方がよいと思うが、支援の内容については、救済機関につなげていくということである。救済機関を紹介したり、救済機関をあっせんしたりするというような、それも支援の内容として入れておくべきであると思う。

(矢嶋会長) 今の金子委員の意見に関連して、皆様いかがか。表題そのものの見直しということで、救済ではなく救済機関を入れるということだが。

(片岡委員) 今のこの「イ 支援の例」にピアカウンセリングと入っているが、私はとてもよいことだと思う。当事者が当事者の気持ちを聞くということでピアカウンセリングというのは好評を得ており、いろいろな成果を出している。よいと思う。それから(2)で「既存の相談機関と連携を図り」と書いてあるが、私たち、三障害にすると既存の機関というのは基幹相談支援センターやキーステーション、それから地域活動支援センターというのがあるが、既存の相談機関というと、何が既存の機関なのか分からない。漠然と書かれると分からないこともあるので、丁寧な説明を書いていただければよろしいのではないかと思う。

(辻委員) 金子委員に全ての点で賛同する。例についてであるが、事務局の助けになればと思う。答申(案)の市の責務に「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身」と書いてあるので、その例が「相談の例」と対応していると分かりやすいのかと思う。あと、金子委員がおっしゃっていたことを少し付言すると、第三者機関の権限について、どのようなことをやるのか、というところを8で、「検討すること」というのが少し気になるので、もう少し権限を明確に規定した方がよいのかと思う。申立てがあり、申立てに対して、第三者機関が判断をする。ひょっとすると別のところで議論されているかもしれないので、私の意見は、ここで終わる。

(矢嶋会長) 今の発言に絡んで、私自身も疑問に思うのが12で第三者機関の設置について、とあるが、これは12に置くのではなくて、8に入れ込むのか8の次に来るのか、位置付けとしてもこのままでよいのか疑問である。皆様、いかがか。あまりにも離れすぎている印象があるが、いかがか。

(金子委員) 私もおっしゃるとおりであると思う。救済機関について、と大きな8があるのだから、その救済機関の具体的な内容について書いてある12が中に入れ込むのか別立てにするのかは別にして、もっと近接した位置にあるべきであると思う。

(辻委員) 二人に賛同する。

(矢嶋会長) 救済についてのところで12も一緒に審議した方が議論としてはよいのかと思う。12も含めて8については発言いただきたい。

(岩永委員) 金子委員の案に賛成である。ワンストップ窓口を設け、その上で専門窓口を設ける。ただこの相談内容をつらつら書いても、取りあえず、人権侵害されたことに対して、相談を受けるということで、もしこの細かい相談内容を書くのであれば、もう少し人権侵害されたことについて、相談を受けるという方がよいかと思う。「イ 支援の例」だが、相談したら最初に学習支援が来るのかと。まず救済機関を紹介するというのが先に来るよ

うな気がする。それと、学習支援というのは子どもに対してなので、次に来るとしたら自立支援とか、少しこの書き方は違うのではないかと。それと、ピアカウンセリング、本当にとってもよいことなのだが、相談業務とか、障害に関わる方は知っているかもしれないが、当事者同士のカウンセリングということで、ここは一言説明が入らないとまずいかと思う。（3）2行目のところ、「被害者の申し出等」のところに「第三者による申し出」とあるが、これは第三者機関というのが、次に出てくるし、単なる第三者でよいのか。紛らわしいし、もう少し具体的に関係者であるとか、そのように書いた方がよいのではないかと思う。

（金子委員）今の意見に全く賛成である。今の意見を伺って気付いたが、ピアカウンセリングは支援ではなく、相談ではないか。

（片岡委員）ピアカウンセリングは当事者が当事者の相談に乗るとというのがメインなので、支援という形ではない。

（矢嶋会長）では、金子委員の指摘どおり、ピアカウンセリングは支援ではなく、相談の例の中に入れる。

（金子委員）もし入れるとすれば先ほどの相談体制の中にピアカウンセリングの体制も整えるという書き込み方をするのかと思う。

（事務局）ピアカウンセリングを支援に入れたことの方針については、ピアカウンセリングの言葉の意味は、相談に見えるが、例えば当事者同士が集まる分ち合いの会のようなものや当事者が相談に乗るとか、いろいろなやり方が考えられるので、当事者支援というくくりで考えてみてはどうかと、イの方に含めた。言葉の表現を変えるという方法でもよいと考えている。

（岩永委員）ここにもし入れるのであれば、ピアカウンセリングなどグループカウンセリングの紹介としないと、ただピアカウンセリングと言われても少し違う。相談部門に入ることは確かなので、相談機関の紹介という言葉を入れなければいけないと思う。

（金委員）支援の例から見ると、8の下線となっているものとあまり連携しない支援が先に来てしまっている。これが条例に対してのどういう支援になるのか曖昧かと思う。先ほど辻委員が記載してほしいという部分を是非先に支援の例に入れた方がよいと思うのと、事務局がおっしゃったピアカウンセリングのことを当事者支援団体とか当事者支援会とかそういう素直な言葉に置き換えてもよいと思った。

（工藤委員）「ア 相談の例」だが、先ほど辻委員が言った例というか、人種、民族含め様々な差別的取扱いの例があったが、そこに入れるということには賛成である。そこが全部網羅されると思うから、そこはそれでよいのではないかと思う。どうしても具体的に入れるのであれば、これは民族とか国籍とかも入ってくるのでそれは補強すべきかと思う。これは辻委員に賛成する。それから支援の例であるが、少し分からないものがある。金子委員に伺いたい、経済支援、これはどういうものをイメージしているのか。金子委員が言ったのか、事務局案か。

（金子委員）いや、私は言っていない。

（工藤委員）金銭を貸すのか。それが分からないので教えていただきたい。それから支援の例としては裁判の関係、法律関係の相談がとても多い。したがって、支援の例としては、裁判への相談・支援などは掲載してもよいと思う。それから（3）第三者機関の関係である

が、これは後ほどまた第三者機関のところでは議論になってくるが、ここで記載された第三者機関は何をするのかと。専門窓口で人権専門窓口がここに位置付けられるのか。それとも、人権専門窓口は全く別個に位置付けて、そこではとても対応できないということにここで入ってくるのか。分からないので専門窓口の関係については、イメージがあったら教えていただきたい。

(金委員) 今、(3)のことを読んでみると、被害者の申出に対して、加害者への説示などができる仕組みを設けることがあるとしたら、もし加害者が分かった段階で被害者に被害が及ばないようなそういう体制もあってもよいのかと思う。被害者が先に出て、その被害者が訴えて、初めて加害者にたどり着くのではなく、加害の事実がどこかで分かるような仕組みを今、私たちは話しているので、分かったときに加害を止めるようなそういう相談窓口というか、そういう体制は設けられないのかと思った。

(矢嶋会長) 分かったときというのは、第三者による申出とか職権以外にもという趣旨の発言か。

(金委員) 今、(3) (4)とあるので、(3)の後に、この加害が分かったときに加害を止めるような、被害が及ばないような、そういう相談である。加害を見たという相談というか、そういう仕組みも必要ではないのかということである。

(矢嶋会長) 第三者云々とはまた違うということか。

(金委員) そうである。第三者も被害者に対して申出ができるような第三者であると思う。そうではなくて、加害を見た、加害が今起きているということが受けられる、そこで被害者に、被害者が訴えなくても加害者を止められるような、そのような仕組みはできないのかと思う。

(金子委員) それが第三者による申出である。

(金委員) そうなのか。第三者は被害者があまり出られないから、第三者がやってくれるのではないのか。

(金子委員) そういう人も含む。とにかく被害者以外の方が全て第三者である。

(金委員) 第三者も被害者を代弁する第三者だと私も受け止めている。加害者を止める第三者というか。

(金子委員) こういう事例があるということ自分を被害を受けているわけではなくても、申し出ることができる。通報に近い。

(金委員) そこに含まれるのか。

(金子委員) そうである。

(金委員) それであればよい。

(辻委員) 今の点に関して、この辺りの議論は前回、話をしたのではないか。審議会で確定しているはずだと思う。調査権限、それから申立てを受ける、今、おっしゃった誰が申立人になるかは、前回の審議会でコンセンサスに至ったのではないかと、という確認である。

(矢嶋会長) ただ金委員は、第三者ということに関して、少し疑問に思われている。

(辻委員) いや、そうではなくて、今ここでなぜ答申(案)に書かれていないのかと金委員は疑問を抱かれているのではないかと。

(矢嶋会長) 書かれていないというのはどの部分か。

(辻委員) まず申立てがあり、第三者機関が申立てを受け、その第三者機関が必要に応じて調

査をする。対象者から言い分を聞く。ここから先は金子委員のどういう救済を与えるかという辺りの権限は議論されたはずである。今晚、議題に上がっている中で私が見落としているのか。今回の資料のどこにも書いていないかと思う。見落としだろうか。

(矢嶋会長) その件に関しては、私も事務局との打合せの時に申し上げればよかったが、「12 第三者機関の設置について」で、権限であったり、それから組織については書いているが、審査手続等に関しては記載がないのかと思うが、事務局、特に手続に関する記載は私自身見落としているかもしれないが、ないような印象を受けている。これはどうなっているだろうか。

(事務局) 8ページの8(3)後段に「第三者機関において関係者等への調査や調整、加害者への説示などができる仕組みを設けること。」ということでこちらの方に手続は集約して記載させていただいたと認識している。

(金子委員) 今、辻委員や矢嶋会長がおっしゃったのはその仕組みを設けてくださいという書き方ではなく、こういう権能を持たなければならない、こういう調査権限を持たなければいけない、という書き方をすべきだということだと思し、我々の議論もそういう議論だった気がする。この12のところになってくると思うが、第三者機関の設置についてだけではなく、第三者機関の設置と権限若しくはその権限を発動する際のプロセスについても書いておかなければいけないのではないか。事務局から、フローチャートを出していただいていたが、あのフローチャートの最低限の部分、こういうところに第三者機関がこういう権限を行使して関与していくことを、この12なのか、それぞれのその後のところなのか、10辺りなのかについては、判断が分かれると思うが、いずれにせよ、権限とプロセスについてももう少し明示をした方がよいのではないかという意見であり、私もそのように思う。

(矢嶋会長) フローチャートに関しては、今回は資料として付けていないが、せっかく皆様にも揉んでいただいたので、私から事務局に答申(案)の時に添付資料として、付けていただきたいと申し上げている。皆様から反対意見がなければ答申(案)に是非入れていただきたいと思っている。

(金委員) (3)2行目の括弧の後の「含む」を契機としてということとは、それをきっかけとしてということで、そうしたら、被害者の申出などを契機としてだから、もし加害者が分かったことを契機としてもアクションが起こせるようなことを私は多分言いたいのだと思う。

(金子委員) それは職権の中に含まれる。職権というのは、第三者機関が別に誰から申出があったわけでもなく、自分で積極的に救済策を取っていく、ということである。

(矢嶋会長) 終了時間まで5分を切ってしまったが、ここに関しては一定程度議論を詰めておきたいと思う。9について、先ほど辻委員からの発言があって、ここで詳しくということだったが、事務局どうするか。ここで踏み込んでよいものか。

(辻委員) 9はもう今のところで、先ほどその時に申し上げたことを反映していただければ満足である。9はもう終わりでもよい。

(工藤委員) 第三者機関は本日時間がないので次回になると思うが、金子委員に伺いたい、(3)における第三者機関、言わば相談・支援では対応できない救済のところは第三者機関という内容だが、これは人権専門窓口か。その中に置くという意味なのか、別個に置く

という意味なのか。金子委員に意見を伺いたい。

(金子委員) 専門窓口を第三者機関の中に置くかどうかということか。

(工藤委員) そうである。そのまま第三者機関に相談・支援を位置付けるのか、前段階として、組織として設けていくのか、そのイメージはどうか。

(金子委員) それは、当然のことながらワンストップ窓口は第三者機関若しくは人権事務、人権行政部局のところに設けるとしても、各種の相談窓口は各種の専門部局のところに設けるということになると思う。いじめなら教育委員会であろうし、障害者であれば福祉の部局であろうし、そこが連携を取っていくという形になろうかと思う。

(工藤委員) 人権相談を受け付けるところは第三者機関の中で位置付けるということで、そこが機関の方に働きかけて、救済を図っていくという理解でよいのか。

(金子委員) そこは必ずしも明確なイメージを持っているわけではないが、第三者機関の下に受付の窓口を置いてもよいと思うし、受け付けることだけは事務局というか、人権の担当部局に置いてもよいと思う。どちらの職員が担当するのかということになると思うが、もちろん第三者機関の下に相談員を置くということもあり得る。

(工藤委員) たぶん次回のところで議論になると思う。要するに受付を誰がやるのかと。独立した機能を持ったところで受付を行うのか、市の職員がやるのか、次回議論したいと思う。

(矢嶋会長) 9時になろうとしている。到底最後まで行き着けないだろうし、相談・支援、救済についても全て議論が出尽くしたとは思えないので、残りの部分は次回ということになるかと思う。事務局、そのようなスケジュール設定でよろしいか。

(事務局) 今、8と9と12をセットで話をさせていただいて、9のところは先ほど辻委員からも前半の方で話をいただいたとされていてよろしいか。8はまだ途中で、12の第三者機関の設置について、先ほど金子委員から権限という話もあったが、12も途中という認識でよろしいか。

(矢嶋会長) 皆様、それでよろしいか。私はそう受け止めている。次回は8と12とそれ以降ということでもよろしいか。皆様から他に意見等あれば伺う。

(金子委員) 今回、いろいろな意見が出たことについて、それを反映した新しい答申(案)がまた次回資料として出されるということでもよろしいか。

(事務局) お見込みのとおり。

(金子委員) 前回の審議会の時に第三者機関の名称については、人権委員会でのよいのではないかとということでほぼ合意が取れたと思うので、この設置のところで次の役割を担う第三者機関として、人権委員会(仮称)を設置することと、名称についても明らかにしておいていただければと思う。

(矢嶋会長) 事務局から何か確認やこの場で伝えたいことはあるか。ないようなので、これをもって令和4年度第6回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

| No. | 氏名 | 所属団体等 | 備考 | 出欠 |
|-----|------------------------|--------------------------------|-----|----|
| 1 | いわ なが りょう こ 岩 永 良 子 | 特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら | | 出席 |
| 2 | おお ぬき かおる 大 貫 薫 | 相模原人権擁護委員協議会 | | 出席 |
| 3 | かた おか かよこ 片 岡 加代子 | 特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会 | | 出席 |
| 4 | かね こ まさ よし 金 子 匡 良 | 法政大学法学部 | | 出席 |
| 5 | きむ え よん 金 愛 蓮 | さがみはら国際交流ラウンジ運営機構 | | 出席 |
| 6 | く どう さだ つぐ 工 藤 定 次 | 一般社団法人神奈川人権センター | 副会長 | 出席 |
| 7 | たけ むら まさる 竹 村 優 | 公募市民 | | 出席 |
| 8 | つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎 | 明治大学法学部 | | 出席 |
| 9 | や じま り え 矢 嶋 里 絵 | 東京都立大学人文社会学部 | 会長 | 出席 |